

制 定 平成8年4月1日

一部改正 平成14年5月15日

一部改正 平成19年2月20日

第1条 本会は、龍谷大学国際文化学会と称し、事務所を龍谷大学内におく。

第2条 本会は、国際文化学の確立を目的としたそのための学術の研究促進とその普及を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 講演会の開催
- (3) 機関誌その他の出版
- (4) その他、本会が適当と認める事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 名誉会員 本会評議員会において名誉会員と認定された者。

(2) 普通会員

- ① 龍谷大学国際文化学部の全専任教員。
- ② 龍谷大学専任教員のうち本会評議員会の承認を得た者。
- ③ 龍谷大学国際文化学部卒業生のうち会員資格の継続を希望する者。

(3) 学生会員 龍谷大学国際文化学部及び国際文化学研究科の学籍を有する学生。

(4) 賛助会員 本会の主旨に賛成し、その事業を賛助する者。

会員は、本会の諸事業に参加し、本会の出版物の配布を得ることができる。

第5条 本会には、下記の役員によって構成される学会運営委員会を置く。編集長は、編集委員の互選により決定する。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 1 名 |
| (3) 編 集 委 員 | 若干名 |
| (4) 庶 務 委 員 | 1 名 |
| (5) 会 計 委 員 | 1 名 |
| (6) 会計監査委員 | 1 名 |

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を防げない。

2 会長は、龍谷大学国際文化学部長があたるものとする。会長以外の役員は、普通会員中より

会長がこれを委嘱する。

第7条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 編集委員は、機関誌の発行等出版に関する事務を処理する。
- (4) 庶務委員は、本会の庶務を担当する。
- (5) 会計委員は、本会の会計を処理する。
- (6) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

第8条 運営委員会は、会長が主宰し、次の事項を処理する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算・決算に関すること
- (3) 会員の入会・退会に関すること
- (4) その他重要な事項

第9条 本会に、国際文化学部専任教員をもって評議員とする評議員会を置く。

評議員会は、年間活動の策定、予決算の承認、役員の選出、会則の改正、本会の運営に関する基本事項について議決する。

第10条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、及び龍谷大学からの助成金をもってこれにあてる。会費は、普通会員については、年額5,000円（別に入会金2,000円）、学生会員については年額4,000円（別に入会金2,000円）、賛助会員については、年額5,000円以上（別に入会金2,000円）とする。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 この会則の更改は、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成14年5月15日第4条改正）

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成19年2月20日第10条改正）

この会則は、平成19年4月1日から施行する。